

# 有害鳥獣対策の各種支援について

【問い合わせ】農林課森林整備係 ☎ 85-6125



## ■ 狩猟免許および銃砲所持許可などの取得に係る費用の一部を補助します

鳥獣による農作物被害の減少および人身被害の防止を図るため、新規に狩猟免許および銃砲所持許可などの取得に必要な費用の一部を予算の範囲内で補助します。

● 対象者 次のいずれにも該当する方

- ① 町内に住所を有する65歳以下の方で平成30年4月1日から令和4年3月31日までの期間に狩猟免許を取得した方
- ② 山形県猟友会西おきたま支部

白鷹分会（以下「猟友会」という。）に入会し、町内の有害鳥獣捕獲活動に積極的に従事することができる方

● 補助率 次に記載する経費の2分の1（上限5万円）

- ① 狩猟免許取得に係る経費
  - ② 銃砲所持許可に係る経費
  - ③ 銃砲の所持に係る経費
  - ④ 狩猟者登録に係る経費
  - ⑤ 猟友会の入会に係る経費
- ※詳しくは、お問い合わせください。

## ■ 農作物被害防止用の電気柵の設置費用の一部を補助します

鳥獣による農作物被害を軽減するため、耕作地などに電気柵を設置するために必要な費用の一部を予算の範囲内で補助します。

● 対象者 販売農家または販売農家グループ、自家用農家

※電気柵を農作物収穫前に耕作地などに設置を完了できる方に限る。

● 補助率 電気柵の設置に係る経費の3分の1（上限10万円）

※自家用農家の場合は、上限が1万円となります。（ただし、3戸以上で共同で設置する場合は上限10万円となります）  
※設置する前の申請が必要となりますので、必ず事前にお問い合わせください。

## 有害鳥獣の捕獲を行うには・・・

有害鳥獣（農地を荒らすイノシシなど）の捕獲を行うためには、一部の例外（タヌキ、ハクビシンなどの小動物）を除き、原則として許可が必要となります。捕獲作業に従事するには、原則として以下のような要件が必要となります。

- ① 捕獲の方法（わな、網など）に応じた狩猟免許を有していること。
- ② 捕獲を行う地域を管轄する市町村が鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その対象鳥獣捕獲員であること。
- ③ 捕獲を行う地域の猟友会支部長から推薦または承認されたものであること。  
（なお、山形県猟友会では有害鳥獣捕獲の実施にあたり3年以上の狩猟経験または猟友会支部長が実施する訓練および講習会の受講が条件となります。）
- ④ 捕獲実施前1年以内において、申請する捕獲の方法に対応する狩猟者登録を受け、捕獲を行う地域で狩猟を行っていること。
- ⑤ 大日本猟友会の狩猟事故共済またはハンター保険に加入するなど、狩猟者登録を行う場合と同等の賠償責任能力を備えていること。

これらの要件を満たすことなく有害鳥獣の捕獲を行うことはできません。ご注意ください。

# やまがた就職促進奨学金返還支援事業 応募者を募集します

【問い合わせ】商工観光課商工振興係 ☎ 87-0696

## ●白鷹町における募集対象者【A 又は B に該当する方で、かつ（１）～（４）の要件すべてに該当の方】

- A 山形県内に居住しながら県内の高等学校、特別支援学校高等部、専修学校高等課程（以下「高校等」という。）を卒業等し、日本国内に所在する高等教育機関（大学院（修士課程及び博士課程前期を含む）、大学、高等専門学校（第4学年以上及び専攻科に限る）、短期大学、専修学校専門課程）に在学している方
- B 県内に所在する大学等に在学している方
- (1) 日本学生支援機構の第一種奨学金（無利子）または第二種奨学金（有利子）の貸与を受けている方又は今年度中に受ける予定の方
- (2) 県内に事業所を有する法人、団体及び個人事業主（以下「県内企業等」という。）への就業又は県内での創業を希望する方（ただし、公務員、医師、看護職員、介護福祉士、保育士は本事業の対象外となります。）
- (3) 次のア、イのいずれにも該当する方  
ア 大学等卒業後13か月以内に山形県内に居住し、かつ5年間以上継続して居住する見込みの方  
イ 大学等卒業後13か月以内に山形県内で正規雇用として就業又は創業し、かつ5年間以上継続して就業する見込みの方
- (4) 本事業により返還支援を受けようとする奨学金の貸与期間に貸与を受ける予定の奨学金について、他の奨学金支援事業を受けていない（受ける予定がない）こと。

## ●白鷹町における募集人数：4名

書類審査により認定し、文書で通知します。なお、募集人数を上回る応募があった場合、書類審査等により選考します。  
※募集人数を上回る応募があった場合には、助成候補者に認定されない場合があります。

## ●助成金額

令和3年4月以降に奨学金の貸与を受けた月数に2万6千円を乗じた額を上限に支援します。

（例）4年制大学の方で1年次に認定を受けた場合

26,000円×48か月＝1,248,000円を上限に支援します。

※応募書類を提出した市町村以外に移住した場合等は、助成額が1/2に減額となります。

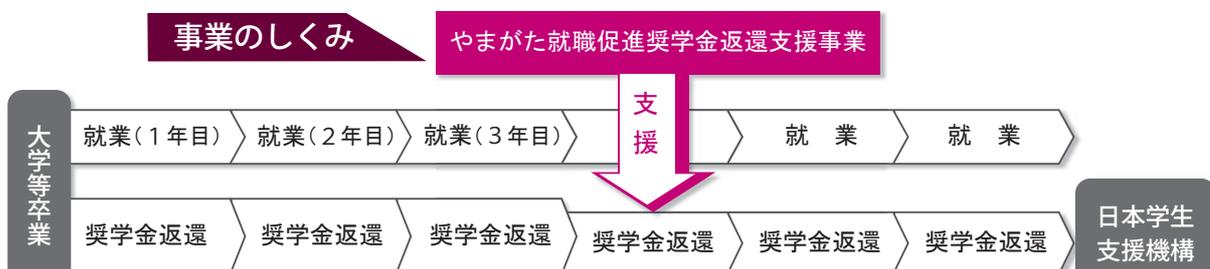
## ●応募方法

下記の必要書類を、大学等卒業後に定住予定の市町村へ、持参または郵送により提出してください。

- 1 やまがた就職促進奨学金返還支援事業【やまがた若者定着枠】助成候補者認定申請書
- 2 高等学校の卒業証明書（写し可）又は卒業証書の写し（県内高校等卒業者のみ）
- 3 大学等の在学証明書（写し可）又は学生証の写し
- 4 奨学生証の写し又は奨学金貸与証明書の写し（奨学金の貸与を受けている方）

## ●募集期間

5月27日（木）～6月30日（水） 17時まで ※郵送の場合必着



※就業後3年間奨学金を返還することが助成の要件となります。

※支援後2年間、県内居住・就業を継続しない場合は、助成金の返還が生じます。